

総合評価落札方式【工事】の改正概要について

令和元年6月 青森県農林水産部

令和元年7月1日以降に入札公告を行うものから、総合評価落札方式（工事）に関するガイドライン及び手引きについて、下記のとおり一部見直すこととしましたので、お知らせします。

1. **新規** 若手（女性）技術者の配置への加点

※「簡易型Ⅱ（企業実績評価型）において、評価の対象とします。

評価項目	評価基準	配点
若手技術者又は女性技術者の配置の有無	主任（監理）技術者への配置	1.0
	現場代理人への配置	0.5
	上記以外	0.0

※若手とは、満40歳をむかえていない者。女性技術者の場合は、年齢を問わない。

2. **新規** 作業船保有状況への加点

評価項目	評価基準	配点
本工事に使用する作業船保有状況の有無	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を自社保有又は共同保有の持ち分比率が50%以上である。	1.0
	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有の持ち分比率が20%以上から50%未満である。	0.5
	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有の持ち分比率が20%未満である。	0.2
	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船も保有していない。	0.0

3. **廃止** 労働安全衛生・品質・環境マネジメントシステムの実施状況

4. **廃止** 新卒者等（技術系）の雇用実績の有無

5. **廃止** 防疫活動の有無